

別紙一一一

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏名 賀茂 道子

論文題目 ウォー・ギルト・プログラム

—対日占領下における情報教育政策に関する考察—

### 論文審査担当者

主査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 山田 高敬

副査 関西学院大学国際学研究科 教授 井口 治夫

副査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 高村 ゆかり

副査 名古屋大学大学院環境学研究科 准教授 野村 康

別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、対日占領下に GHQ 民間情報教育局（以下 CIE）によって行われた情報教育政策としての、「ウォー・ギルト・プログラム」に関する考察を行うものである。このプログラムは江藤淳によって提示されて以来、「戦争の有罪性」（ウォー・ギルト）とはおもに戦争の侵略性をさし、そして同プログラムは、大東亜戦争史観を否定し太平洋戦争史観を提示する狙いで行われたとされてきた。

しかしながら、開始当初の CIE のプログラム関連文書には「侵略」の文言が見られないこと、さらに「太平洋戦争史」では、戦争開始後の記述により多くの頁数が割かれていることなどから、果たしてこの解釈が正しいのかとの疑問がわく。また、これまでの先行研究では、占領初期に新聞に連載された「太平洋戦争史」及びラジオ番組「真相はこうだ」のみが分析対象となり、プログラム全体の分析はなされてこなかった。

賀茂道子氏は、こうした問題意識の下、①プログラムの全体像を明らかにしたうえで、②「戦争の有罪性」とは何か、③東京裁判との関係はどのようなものだったか、を明らかにすることを達成課題として、従来の解釈の再検討をおこなった。

第一章では、このプログラムを遂行したスタッフが、日本兵の士気を下げ、投降を促すための対日心理作戦に戦時中関わっていたことに着目し、その内容を分析した。その結果、眞実を語ることをモットーに行われた心理作戦では、日本兵に対する非人道的な扱い等、「日本人に対する罪」が議論されていたことを明らかにした。

第二章では、無条件降伏に対する解釈の違いから起った、占領管理体制をめぐる日米間の軋轢を論じた。占領軍はこの状況を、日本が敗戦を理解せず戦争に対する罪の意識がないと捉えたことにより、「ウォー・ギルト・プログラム」が開始されたことを論証した。これまでの研究ではプログラム開始の背景は明らかになっておらず、プログラムに対する新たな知見と言える。

第三章では、最初の BC 級戦犯裁判であるフィリピン方面軍司令官山下奉文大将の戦犯裁判報道を事例に、残虐行為に対する日米の認識の差を示した。またこうした残虐行為の罪の中に「日本人に対する罪」が含まれていたことは、これまで見落とされていた新たな側面である。これにより、「戦争の有罪性」には法的側面だけでなく、道義的側面が含まれていたことを指摘すると同時に、対日心理作戦からの連續性を明らかにした。

第四章では、これまでの先行研究で議論の中心となっていた「太平洋戦争史」と「真相はこうだ」の検証を行った。これまでの研究では専ら「太平洋戦争史」前半部の戦争突入の経緯に関心が置かれていたが、賀茂道子氏は、前半部だけではなく、序言と後半部（戦争開始後）を分析対象に加え、詳細な検証を行った。その結果、CIE が提示したかった「戦争の眞実」は、敗戦の経緯、すなわち日本が軍事的に完全敗北していたこと、及び「残虐行為」であることを確認した。これはラジオ番組「真相はこうだ」も同様であり、これまで「戦争の有罪性」の第一義を戦争の「侵略性」においてきた先行研究に対し、新たな歴史解釈を示したものである。

第五章、これまで検証が行われてこなかった 1946 年以降のプログラムを検証し、プログラムは宥和的路線への転換を図り、東京裁判開始に伴ってその内容との整合性を持つものへと変化したことを指摘した。さらに第六章では東京裁判判決を前に新たなプログラムの計画が立てられるも、結局は実行されず、その意味でプログラムは 1946 年初頭を境に、前半と後半に分けられることを示した。

賀茂道子氏の本論文における研究の意義は、以下の点である。第一に、プログラムは占領開始後の日本側の対応から、「軍事的な完全敗北」と「残虐行為」を日本国民に理解させる必要性が生じたため開始されたことを明らかにした。それは、軍国主義を排除し、二度と米国の脅威とならない民主主義国家を作るという長期的目的だけでなく、占領政策を軌道に乗せるための短期的かつ政治的な目的を持っていたことを意味する。第二に、「戦争の有罪性」とは、道義的側面をも含む残虐行為に重きをおいていたという事実を明らかにした。このことにより、同プログラムが侵略戦争史観を提示することを目的とするという見方を修正した。第三に、単に改革志向派のスタッフが大勢を占めていただけではなく、占領開始直後の無条件降伏の解釈の違いから起きた日本側の抵抗により、占領政策が急進的になったことを示した。このように占領管理体制をめぐる日米のせめぎあいが、GHQ の情報教育政策に影響を与えたことを、新たな史料に基づき明らかにした点が、本論文の占領史研究への貢献と言える。

ただし、本論文では、プログラムが原爆投下批判と強い関連性を持っていることを指摘しながらも、それに対する CIE の対応、及び、戦争の侵略性と残虐行為との関係性について、十分な検討が行われているとは言えないが、これらは今後検討されるべき課題である。

よって、本論文の提出者賀茂道子氏は、博士（法学）の学位を授与される資格があるものと判定した。